

令和2年4月28日

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立鯉江小学校
校長 森元貴子

令和2年5月10日までの臨時休業期間の延長について（お知らせ）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、政府が「緊急事態宣言」を行ったことを受け、大阪市においても令和2年5月6日（水曜日）まで、臨時休業を実施しているところです。幼児児童生徒の更なる感染予防の徹底を図るため、大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校について、先にお知らせした期間を延長して、**令和2年5月10日（日曜日）まで臨時休業を延長**させていただきます。

つきましては、保護者の皆様におかれましてもご理解賜り、これまでと同様にご家庭でのお子様の健康状態の把握（健康観察表への記入を含む）及び心身の健康と安全、安心への配慮、感染症予防の指導等について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

また、どうしても家庭でお子様の監護ができない場合や、お子様が一人で留守番ができない等の場合の居場所の確保についても、これまでどおり実施します。

5月11日以降の休業の取り扱いについては、国等の緊急事態宣言の扱いをみたうえで、改めてお知らせする予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

臨時休業期間の延長

・**令和2年5月10日（日曜日）まで臨時休業**を延長します。

（5月6日までとしておりました臨時休業期間を延長します。）

※5月11日（月曜日）以降の対応については、改めてお知らせします。

※5月7日からの「健康観察表」を添付しますので、今後も健康状態の把握をよろしくお願い申し上げます。